

陸上自衛隊真駒内駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	北海道札幌市 南区	真駒内十七番地
対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市 南区	真駒内（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道札幌市 中央区	南二十八条西七丁目から九丁目（次の図面に示す部分に限る。） まで及び十丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南二十九条 西八丁目から十丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及 び十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南三十条 西九丁目から十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで 並びに南二十八条西七丁目から十丁目まで、南二十九条西八 丁目から十一丁目まで及び南三十条西九丁目から十一丁目ま で以外の次の図面に示す地域
	北海道札幌市 豊平区	中の島（次の図面に示す部分に限る。）、中の島一条九丁目（次 の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、中の島二条 九丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで、 西岡一条九丁目から十一丁目（いずれも次の図面に示す部分 に限る。）まで、平岸一条十六丁目（次の図面に示す部分に 限る。）から二十三丁目まで及び平岸二条十六丁目（次の図 面に示す部分に限る。）から十八丁目まで
	北海道札幌市 南区	石山（次の図面に示す部分に限る。）、石山一条一丁目（次の 図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分 に限る。）まで、石山二条二丁目及び三丁目（次の図面に示 す部分に限る。）、石山東一丁目から七丁目（次の図面に示す 部分に限る。）まで、川沿一条一丁目（次の図面に示す部分 に限る。）、川沿十三条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、 川沿十四条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川沿十五 条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、澄川（次の図面に 示す部分に限る。）、澄川一条一丁目から四丁目まで、澄川二 条一丁目から五丁目まで、澄川三条一丁目から六丁目まで、 澄川四条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目 （次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで、澄川五 条三丁目から十三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、 澄川六条三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次

の図面に示す部分に限る。) から十丁目 (次の図面に示す部分に限る。) まで、十一丁目 (次の図面に示す部分に限る。) 及び十二丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、常盤一条一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、真駒内 (次の図面に示す部分に限る。)、真駒内曙町一丁目から四丁目まで、真駒内柏丘一丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、九丁目 (次の図面に示す部分に限る。) 及び十丁目 (次の図面に示す部分に限る。) から十二丁目 (次の図面に示す部分に限る。) まで、真駒内上町一丁目から五丁目まで、真駒内公園 (次の図面に示す部分に限る。)、真駒内幸町一丁目 (次の図面に示す部分に限る。) から三丁目まで、真駒内東町一丁目から三丁目まで、真駒内本町一丁目から七丁目まで、真駒内緑町一丁目から四丁目まで、真駒内南町二丁目から四丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。) まで及び五丁目から七丁目まで、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目から十一丁目まで、南三十五条西九丁目から十一丁目まで、南三十六条西十丁目及び十一丁目、南三十七条西十丁目及び十一丁目、南三十八条西十丁目及び十一丁目、南三十九条西十丁目及び十一丁目、藻岩下 (次の図面に示す部分に限る。)、藻岩下一丁目から三丁目 (いずれも次の図面に示す部分に限る。) まで並びに藻岩山 (次の図面に示す部分に限る。) 並びに石山、石山一条一丁目から三丁目まで、石山二条二丁目及び三丁目、石山東一丁目から七丁目まで、川沿一条一丁目、川沿十三条一丁目、川沿十四条一丁目、川沿十五条一丁目、澄川、澄川一条一丁目から四丁目まで、澄川二条一丁目から五丁目まで、澄川三条一丁目から六丁目まで、澄川四条一丁目から十二丁目まで、澄川五条三丁目から十三丁目まで、澄川六条三丁目から十二丁目まで、常盤一条一丁目、真駒内、真駒内曙町一丁目から四丁目まで、真駒内柏丘一丁目及び九丁目から十二丁目まで、真駒内上町一丁目から五丁目まで、真駒内公園、真駒内幸町一丁目から三丁目まで、真駒内東町一丁目から三丁目まで、真駒内本町一丁目から七丁目まで、真駒内緑町一丁目から四丁目まで、真駒内南町二丁目から七丁目まで、南三十条西八丁目、南三十一条西八丁目から十一丁目まで、南三十二条西八丁目から十一丁目まで、南三十三条西八丁目から十一丁目まで、南三十四条西八丁目から十一丁目まで、南三十五条西九丁目から十一丁目まで、南三十六条西十丁目及び十一丁目、

	南三十七条西十丁目及び十一丁目、南三十八条西十丁目及び十一丁目、南三十九条西十丁目及び十一丁目、藻岩下、藻岩下一丁目から三丁目まで並びに藻岩山以外の次の図面に示す地域
--	---

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 陸上自衛隊真駒内駐屯地周辺地域 (北海道札幌市南区真駒内17番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

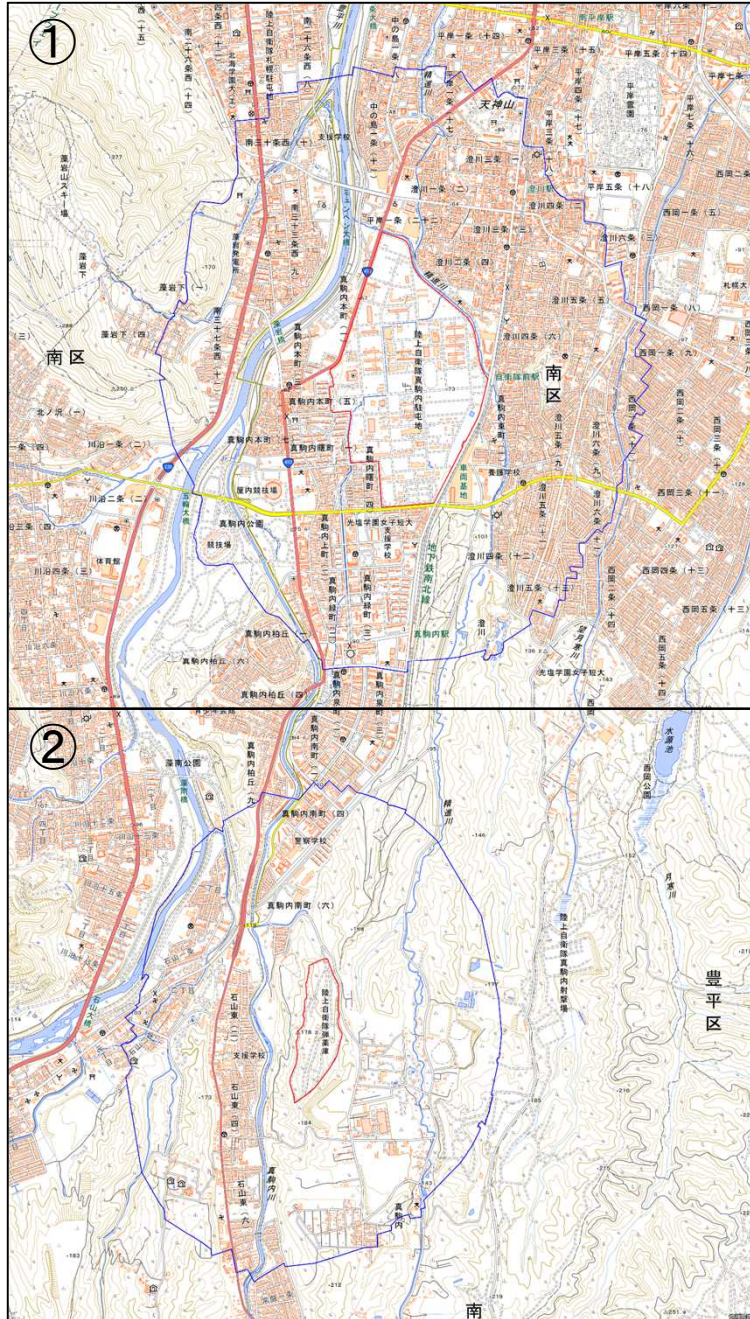
対象施設の区域



対象施設周辺地域



# 陸上自衛隊真駒内駐屯地周辺地域 (北海道札幌市南区真駒内17番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

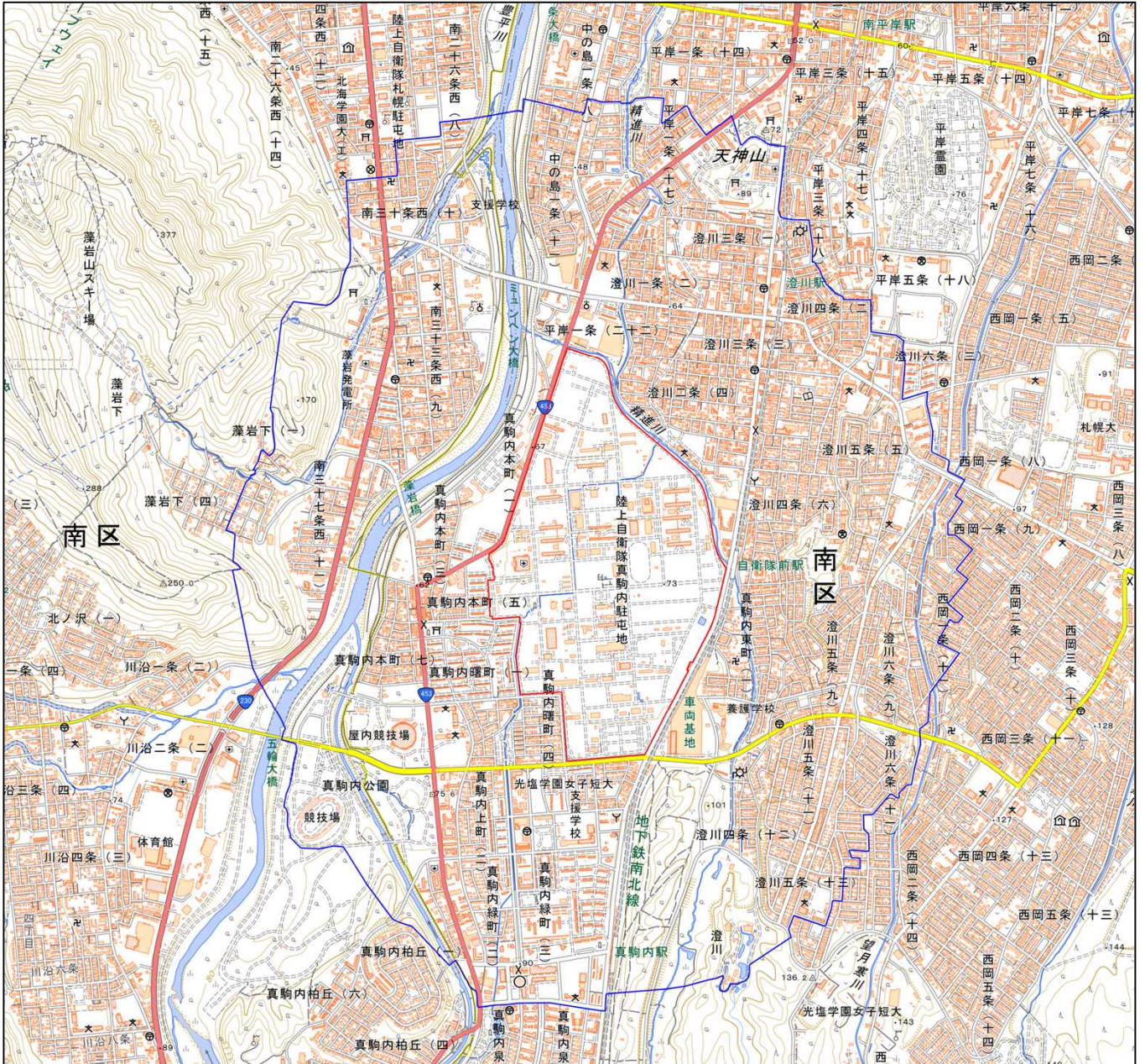
対象施設の区域



対象施設周辺地域



# 陸上自衛隊真駒内駐屯地周辺地域 図①

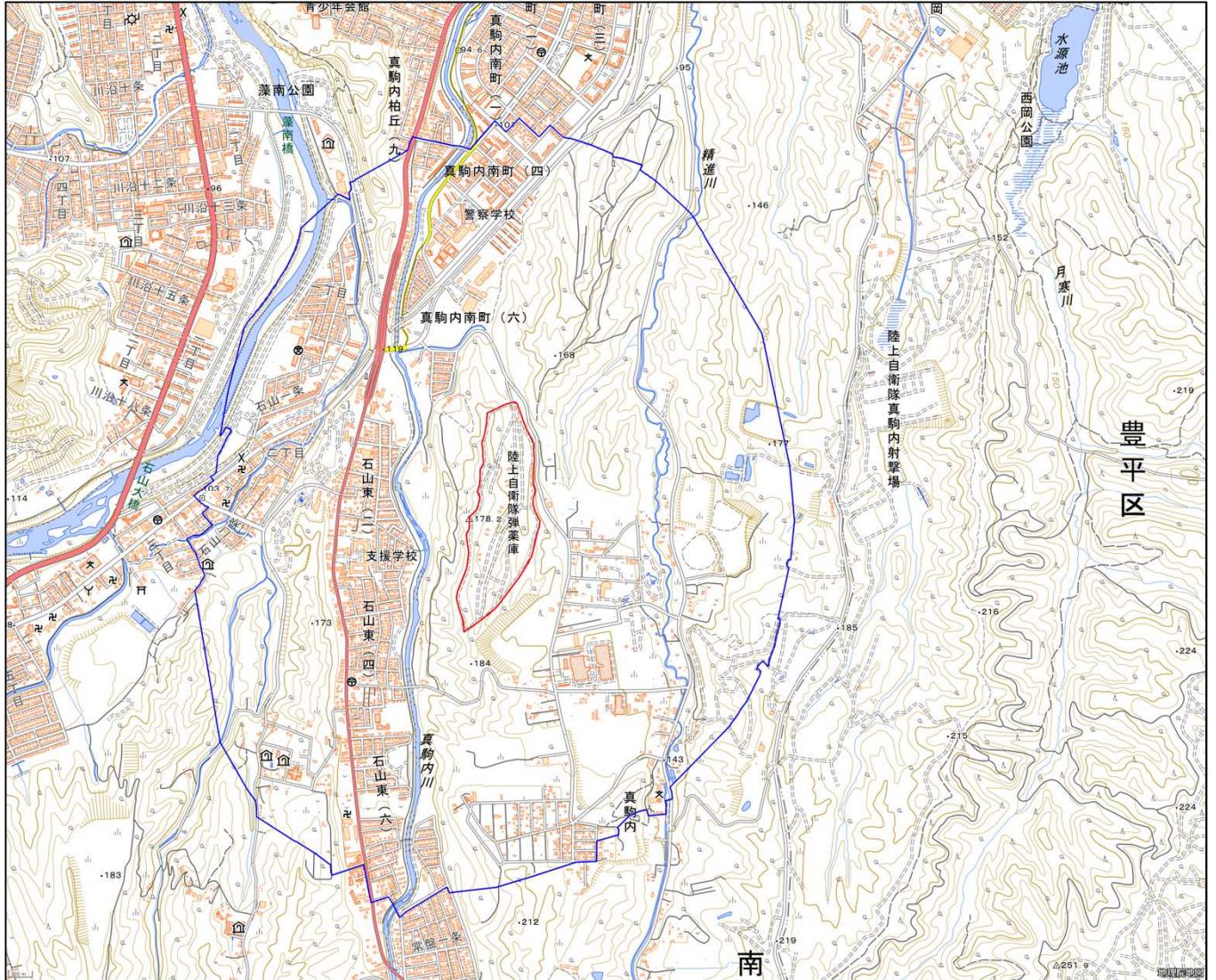


この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域

# 陸上自衛隊真駒内駐屯地周辺地域 図②



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

